

江津市地域産木材の利用促進に関する基本方針

平成 23 年 3 月 10 日策定

平成 26 年 12 月 19 日変更

令和 5 年 11 月 13 日変更

第 1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、建築物等における木材の利用の促進の意義、建築物等における地域産木材利用の目標、地域産木材の利用を推進すべき建築物等、地域産木材の利用促進に向けた取り組み、その他地域産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第 2 建築物等における木材の利用の促進の意義

森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できること等から、国産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現に大きく貢献する。

このため、平成 22 年に基本方針を定め、市が、整備する公共建築物等において率先し木材利用を進めてきたが、民間事業者で整備される建築物等も含めた建築物等全体において木材利用を一層推進することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深める。

1 木材利用そのものの効果

建築物等において木材の利用を進めることは、木材の需要を創出する直接的効果はもとより、木材は断熱性や調湿性に優れ、紫外線を吸収する効果、衝撃を緩和する効果が高い等の特性を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果が期待されるなど、県民に対して木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

木材の需要を拡大することは、地域の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

第 3 建築物等における市産木材利用の目標

近年、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく構造・防火関係の基準の合理化により、従来に比べ中高層・大規模な建築物での木材の利用がしやすくなる等、建築物において木材を利用する環境が整いつつあることから、計画時点で整備する建築物において積極的に木材を利用することについて検討するよう努めるものとし、具体には、次に掲げる目標に沿って地域産木材の利用促進を図るものとする。

- 1 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、高さ 16m 以下かつ 3 階以下で、延べ面積 3,000 ㎡以下の施設は、原則、地域産木材を使った木造化を図るとともに、平成 27 年 6 月 1 日に施行された建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号）により、3

階建ての木造の学校や延べ面積 3,000 m²を超える木造建築物等について一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能となったことから、当該基準の見直しに係る公共建築物についても、原則、木造化を図る。

また、全ての施設において、内装等に積極的に地域産木材を使った木質化を図る。

- 2 公共土木工事においては、木の持つ特性に留意し、積極的に地域産木材を活用する。
- 3 その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、地域産木材を使った物品を積極的に利用する。
- 4 また、公共建築物等を解体する際に発生した木材についても、資源の有効利用の観点から、燃料利用等に供するため可能な限り木質バイオマス化をはかるものとする。
- 5 民間事業者が整備する公共建築物に準ずる施設、住宅、店舗、事務所等の施設においても地域産木材の積極的な利用を促進する。

第4 地域産木材の利用を推進すべき建築物等

地域産木材の利用を推進すべき具体的な建築物等は、以下のような建築物等とし、あらゆる分野での地域産木材の利用に努める。

- 1 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- 2 市が整備する道路、河川、公園、土地改良、漁場の公共工事における土木構造物
- 3 市が調達する机や書棚等の備品、消耗品
- 4 民間事業者が整備する次の建築物
 - (1) 学校
 - (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
 - (3) 病院又は診療所
 - (4) 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
 - (5) 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
 - (6) 車両の停車場、船舶・航空機の発着場で旅客の乗降・待合いの用に供する施設
 - (7) 住宅、店舗、事務所等の一般建築物
 - (8) 上記の施設等に付随する外構工事、工作物等

第5 地域産木材の利用促進に向けた取り組み

1 市の取り組み

市は率先して公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、近隣市町や民間団体その他の関係者の協力も得つつ、地域産木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- (1) 地域産木材の利用の促進のための方針及び計画の策定
 - (2) 地域産木材の供給体制の整備
 - (3) 地域産木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供など
 - (4) 木材の特性やその利用の促進の意義についての市民理解の醸成
 - (5) 建築物木材利用促進協定制度の周知など
- 2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み
林業事業体、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、市や建築物を整備しよ

うとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努める。

第6 その他地域産木材の利用を推進する上で必要な事項

1 相談窓口の設置

公共建築物等における市産木材の積極的な利用を促進するため、市に地域産木材の利用と供給に関する相談窓口を設置する。

2 地域産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。